

1. 学校開放とは

村内の学校施設（体育館、格技場、卓球場、グラウンド）を、学校活動に支障のない範囲でスポーツ少年団や社会人チームの活動のために開放しています。毎年3月に翌年の利用者（一般開放）を決定しておりますが、**一般開放に先立ち、特別開放（優先枠＝自治会、学童クラブ、子ども会）の方の利用予定を確認し、利用予定の重複がないようにしています。**

開放区分	対象者	備考
一般開放	スポ少、社会人チーム、等	3月に翌年度分の年間利用者を決定
特別開放	自治会、子ども会、学童	一般開放に優先して利用することが可能

2. 学校施設を利用する場合の優先順位について

優先① 学校行事&その他学校判断で優先とされる団体の利用

※学校行事で利用しない日を学校開放で利用することができます。

優先② 学校開放（※特別開放）

特別開放については、年度の途中であっても一般開放に対して優先利用することが可能ですが、直前の利用申請は一般開放団体に御不便をおかけすることになりますので、**特別開放の利用予定は、可能な限り事前に集約**します。

優先③ 学校開放（※一般開放）

3. 学校開放利用条件

構成員の半数以上（**かつ**スポーツ活動の通年利用の場合は10人以上、一時利用の場合は4人以上）が村内在住者、在勤者または在学者であり、団体の責任者が成人の団体。

4. 学校開放のスケジュール

